

福祉だより

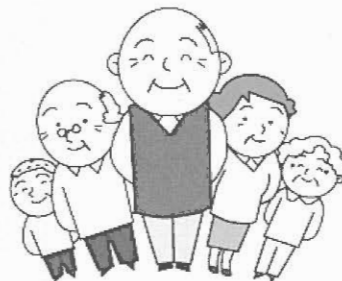
発行

社会福祉法人 江差町社会福祉協議会

〒043-0032

江差町字新栄町264-2(江差町老人福祉センター内)

TEL 0139-52-2441 FAX 0139-52-0560



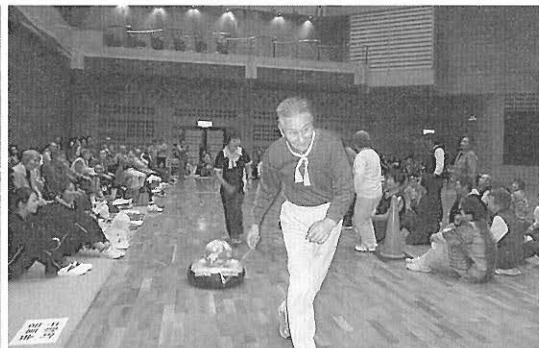
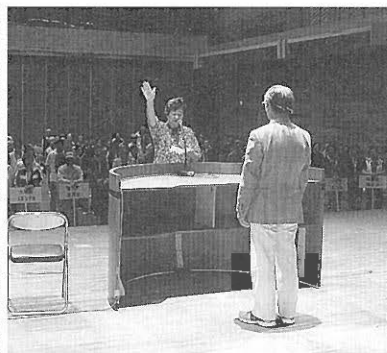
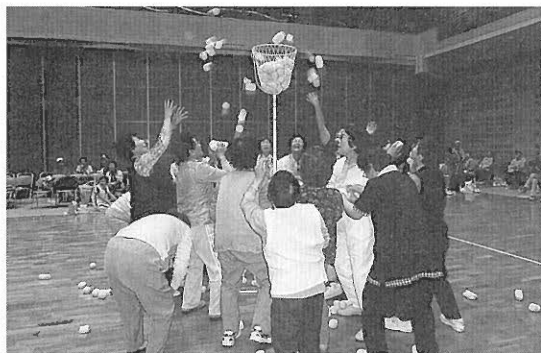
デイサービス「まるやま」では、五月、六月にかけ「室内ゲーム」や「花見」、「買い物ツアー」と、様々な行事を企画してご利用者様に楽しんで頂きました。

第四十一回江差町老人クラブ連合会スポーツ大会 第二十三回シルバーパワー大演芸大会

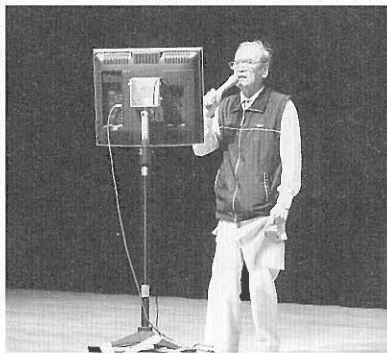
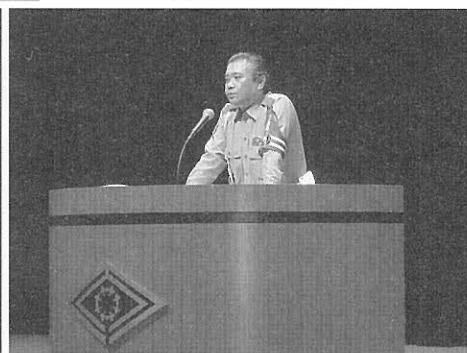
平成二十六年六月十九日、江差町文化会館大ホールで、江差町老人クラブ連合会（会長…小笠原 求）主催により開催されました。

参加者は約二百名で、午前は「あおげば早し」「玉入れ」などの競技に汗を流し、午後は江差警察署交通課長松永剛様による交通講話を受けた後、日頃練習した「カラオケ」や「踊り」などが披露されました。

大会は、参加者が大きな輪になり、「知恵っこヨサレ」を踊って締めくくられました。



平成26年度 第41回江差町老人スポーツ大会
第23回シルバーパワー大演芸大会



平成26年度 第41回江差町老人スポーツ大会
第23回シルバーパワー大演芸大会



平成26年度 第41回江差町老人スポーツ大会
第23回シルバーパワー大演芸大会



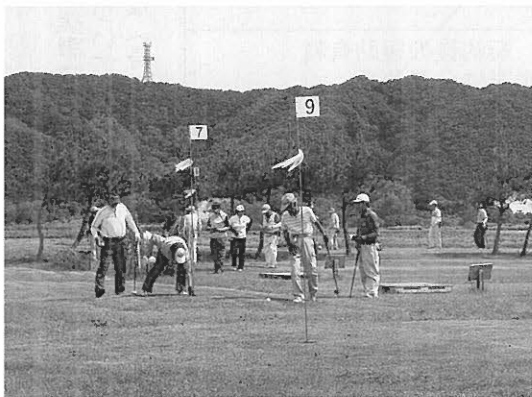
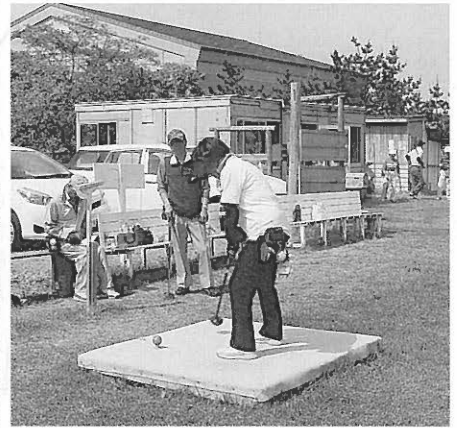
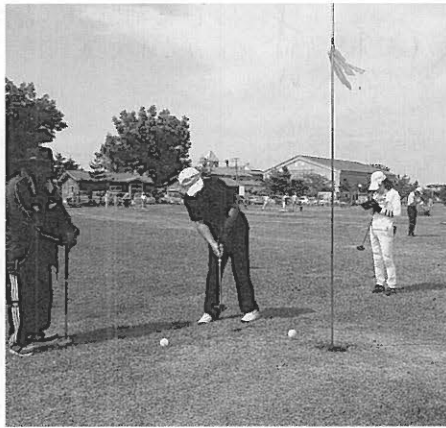
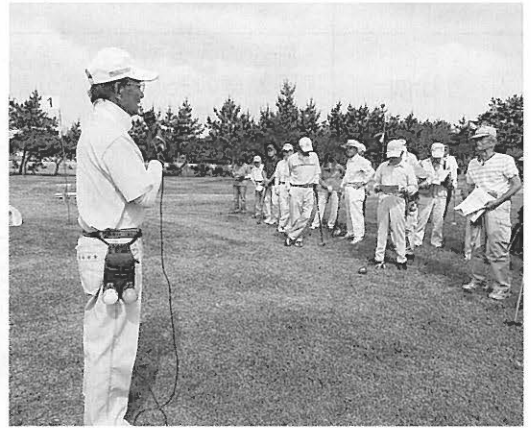
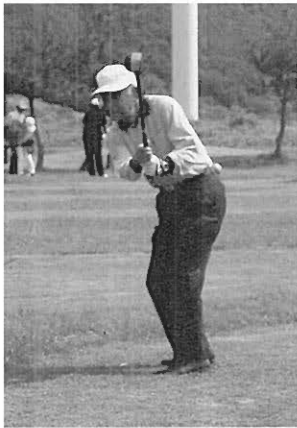
平成26年度江差町老人クラブ連合会功勞表彰は、2名が受賞されました。（敬称略）

区分	所属クラブ名	受賞者氏名
個人	陣屋町陣老会	小笠原 恵美子
個人	陣屋町陣老会	川村 フミ

平成26年度 第4回江差町町内会連合会会員交流 パークゴルフ大会

平成26年6月28日、江差町町内会連合会（会長：室井 常雄）主催により、会員交流パークゴルフ大会が11町内会・自治会から67名（男性46名、女性21名、団体11チーム）の参加で水堀パークゴルフ場にて開催されました。

当日は天候に恵まれ、手入れの行き届いたコースで交流を深めていました。




	氏名・チーム名、町内会・自治会名	スコア
個人男性の部	優勝 湊 谷 勲 中歌町内会	93
	準優勝 柳 田 和 夫 茂尻自治会	98
	3 位 佐 藤 仁 中歌町内会	99
個人女性の部	優勝 成 田 美奈子 泊町内会	99
	準優勝 津 村 澄 子 伏木戸町内会	102
	3 位 大 谷 昌 子 泊町内会	104
団体（4人）の部	優勝 中歌町内会	401
	準優勝 茂尻自治会 Bチーム	408
	3 位 泊町内会 Aチーム	415

※ 敬称略



「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」について

判断能力が不十分な方や生活に不安を抱える方に対する支援の方法(制度)には「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」と「成年後見制度」があります。二つの制度はよく似ているように見えますが、「日常生活自立支援事業」は、本人との契約に基づいて「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭等の管理」に限って行われます。一方で、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所や入院など生活全般の支援(身上監護)に関する契約等の法律行為を援助することができます。

制 度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概 要	判断能力の十分でない方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する者(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うこと出来るようにする制度で「法廷後見」「任意後見」があります。	「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配事の相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の入退所契約、治療、入院契約 ・不動産の売却や遺産分割 ・消費者被害の取消し 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用の申し込み ・契約手続きの援助 ・日常生活上の必要な資金の出し入れ
管 轄	法務省(民法)	厚生労働省(社会福祉法)
対 象	<p>本人の判断能力の程度に応じて「後見」「補佐」「補助」の3つの類型に分けられます。</p> <p>※「後見」と「補佐」の場合は、原則、医師による鑑定を行う必要があります。</p> <p>後見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な買い物も自分でできない。 ・日常的な事柄(家族の名前、自分の住所)が分からない。 ・植物状態にある など <p>補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な買い物はできるが、重要な財産行為(不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証)は難しい。 <p>補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される。 	<p>本人の判断能力の低下が少し(契約できる程度)であり、日常的なことの援助でよい場合。</p> <p>主に認知症の症状のある(物忘れを含む)高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としています。医師による認知症の診断や療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。</p> 
制度の併用	本人の利益のため、日常生活自立支援事業が必要不可欠な場合は、成年後見制度と併用できることもあります。	
費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・自費(市町村長申立の場合補助あり) ・負担額については、家庭裁判所が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談無料、契約後の援助有料 ・生活保護世帯は公費負担 <p>〔1回1時間程度：利用料金1,200円〕 +生活支援員の交通費実費</p>
相談窓口	家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士等	社会福祉協議会
手続き	<p>本人等一定の申立権者が家庭裁判所へ申立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・配偶者・四親等以内の親族 ・本人に判断能力がなく、親族もいない場合は市町村長 	本人・関係者が社会福祉協議会へ申し込み。
<p>「成年後見制度」は、判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を支えるうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助したりして本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。</p> <p>「日常生活自立支援事業」は、判断能力に不安が生じても「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる」ように「本人の意思を尊重」し「利用者本位」のサービス利用を援助する有用な仕組みです。</p> <p>※「成年後見制度」の「任意後見」は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に自分の生活、身上監護や財産管理に関する事務について代理権を与える任意後見契約を公証人の公正証書で結んでおく制度です。</p>		

函館視力障害センターは、視覚に障害のある方々に
対して、就労移行支援（養成施設）や自立訓練（機
能訓練）を支援することを目的とした、指定障害者
支援施設です。

自立訓練（機能訓練）

・視覚に障害のある方々に対して、個々の特性を配
慮し、自立した日常生活または社会生活を営むこ
とができるよう、技術、知識など総合的な訓練を
実施しています。

・訓練内容は、歩行、パソコン、ロービジョン、点字、
調理、日常生活技術のほか、各種福祉制度の紹介
も実施しています。

・訓練は随時利用開始できます。

就労移行支援（養成施設）

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国

家資格取得を目指す理療教育を行っています。修
業期間は3年です。

・卒業すると、あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゆう師の国家試験受験資格が得られとともに、
専門士（医学分野専門課程）の称号が付与されま
す。

・卒業後も技術向上のための研修会などを定期的
に行っています。

施設入所支援（宿舎利用）

・就労移行支援、自立訓練を利用する場合で、通所
が困難な場合は、宿舎を利用することができます。

視覚障害者への接し方講習会の開催

・目の不自由な方への理解を深めるための講習です
日時や場所を相談により対応します。

・手引き講習、アイマスク体験等プログラムは希望
に応じます。

電話 0138-59-2751

ホームページ

<http://www.rehab.go.jp/hakodate/>



北海道立女性相談援助センター
（配偶者暴力相談支援センター）

女性相談援助センターでは、女性の抱える様々な問題
の相談に応じ、市町村など関係機関と連携しながら、援助
を必要とする女性の自立をサポートします。

また、「配偶者暴力相談支援センター」として配偶者か
らの暴力に関する相談、情報提供等の援助を行っています。

- ・夫婦間（離婚・別居など）、家庭内（家庭不和、
嫁姑（舅）、親族とのトラブル）の人間関
係で悩んでいる。
- ・配偶者の暴力に悩んでいる。
- ・配偶者や恋人の暴力から逃れたい。
- ・保護命令の申立てをしたい。 など



○受付 月～金 午前9時～午後5時

○夜間受付 水 午後5時30分～午後8時

女性相談専用ダイヤル（祝祭日・年末年始は休み）

011-666-9955

ママ。パ。ライ。ン。ほ。っ。か。い。せ。う

子どものこと（発達、夜泣き、離乳食……）

家事のこと、仕事のこと、家族のこと、

自分自身のこと、友だちのこと……

嬉しい、悔しい、つらい、寂しい……

子育ての悩みやグチなどなんでも気軽に話せる電話です。
名前・住所などは聞きません。イヤならいつでも切れます。
研修を受けたボランティアたちが、気持ちを受け止め、
やさしく聞きます。

電話だから話せることもありますよね。

受付 毎週月曜日（祝日・年末年始を除く）

午後一時～午後四時

0800-60621-4735

実施団体 特定非営利活動法人

こども・コムステーション・いしかり

いのちの電話

いのちの電話は、深い苦しみや悩みを抱えながら誰にも相談できず、孤独のうちにある人の良き隣人として、ともに
考え、再び元気を出して生きていけるように、心の支えになることを目的とした「電話相談」です。

◎電話相談の特色

- ・秘密は必ず守ります。
- ・お互いの宗教や思想を尊重します。
- ・24時間いつでもかけられます。
- ・名前を告げる必要はありません。
- ・直接電話相談にあたるのは所定の研修を終了し、認定を受けた人々です。
- ・相談は無料です。（但し、電話料金はかかります。）



「北海道いのちの電話」はファックスによる聴覚・言語が不自由な方のための相談も受けています。日曜、祝日、年
末年始はお休みで、返信は、月曜から金曜日までは午前9時から午後5時、土曜は午前9時から正午までとなります。

北海道いのちの電話

相談電話番号 011-231-4343
聴覚・言語の不自由な方のための相談ファックス番号
011-219-3144

愛情銀行

氏名	預託金品	預託年月日	備考
(有)ヨコノ印刷	使用済み切手・リングブル 多数	H26. 3.12	
江差商工会 女性部	エコキャップ 15,650 個	H26. 3.19	
(有)キムラ保険事務所(北斗市七重浜)	現金 20,000 円	H26. 3.27	社協活動推進のために
匿名	リサイクル用衣料 多数	H26. 4. 2	
匿名	エコキャップ 多数	H26. 4. 7	
浜 重信	エコキャップ 多数	H26. 4.16	
福田 春彦	使用済み切手 多数	H26. 4.17	
江差町 公明党 女性局	使用済み切手 1,000 枚	H26. 4.17	
江差町役場	使用済み切手 多数	H26. 5.12	
北海道社会福祉協議会 檜山地区事務所	エコキャップ・使用済み切手、リングブル 多数	H26. 5.13	
匿名	リングブル 多数	H26. 5.14	
江差手話の会	エコキャップ・使用済み切手、リングブル 多数	H26. 6. 3	
南が丘自治会	エコキャップ 多数	H26. 6. 4	
北海道新聞 隅田販売所	エコキャップ、ベルマーク他 多数	H26. 6. 4	歳末たすけあい托鉢
垣原 叶夢	エコキャップ 多数	H26. 6. 5	
匿名	エコキャップ・リングブル 多数	H26. 6. 7	
檜山振興局売店 お客様一同	エコキャップ・リングブル 多数	H26. 6.11	
山口 聖	エコキャップ 多数	H26. 6.17	
匿名	リサイクル用衣料・エコキャップ 多数	H26. 6.20	
匿名	エコキャップ・リングブル 多数	H26. 6.28	
匿名	ポータブル・トイレ 1 台	H26. 7. 1	
匿名	リングブル 多数	H26. 7. 2	
亀田工業株式会社	使用済み切手 多数	H26. 7. 3	
全道庁労連 檜山総支部	エコキャップ・リングブル 多数	H26. 7. 9	

愛情銀行にお寄せいただいた皆様のご厚志に心から感謝申し上げます。
 なお、大変恐縮ではございますが敬称を省略させていただきます。

自 平成26年 3月12日
 至 平成26年 7月10日

本会では、使用済み切手、使用済みプリペイドカード、書き損じはがき、リングブル、ベルマーク、リサイクル用衣類、ペットボトル等のキャップ（エコキャップ）の収集活動を行っています。

収集する場合は、収集する物品ごとに分けて収集するようお願いいたします。特に、エコキャップとリングブルを一緒の袋などに入れるとキャップにリングブルがはまり整理に時間がかかりますので別々にするようお願いいたします。

また、エコキャップはお手数をおかけいたしますが、異臭やカビの原因となりますので軽くゆすぎ、付着した飲料水や食品などを落とし、キャップに貼られているシール（キャンペーンシール、値札など）は剥いてください。

ご協力をお願いいたします!!

本会では、車いす、行事用テントを無料で貸し出しています。

車いすは、必要となる方の外出や旅行、福祉教育や研修などにご活用ください。貸出期間は1ヶ月以内とし、本会事務所での貸出、返却といたします。

行事用テントは、町内会のイベントなどにご活用ください。貸出、返却は車いすと同じく本会事務所となります。尚、濡れた場合は乾いてから返却してください。

江差町社会福祉協議会には、江差町共同募金委員会・江差町町内会連合会・江差町老人クラブ連合会・江差町高齢者事業団の事務局があります。

ご用の際は 52-5588 又は 52-2441（高齢者事業団は 52-5020）へ連絡ください。